

ファイナンス・リース取引の測定に関する実証的研究

An Empirical Study on the Measurement of Finance Lease Transactions

山田 恵一
Keiichi YAMADA

1. はじめに

日本において1993年に「リース取引に係る会計基準に関する意見書」が公表され、そこでは所有権移転外ファイナンス・リース取引については、例外的処理としてリース料を全額費用とできる賃貸借処理とすることができるとしている。これに対して会計実務では節税メリットを享受するため、借手である企業のほとんどすべてが賃貸借処理を採用している。このように原則的処理ではなく例外的処理が会計実務のほぼすべてを占める状況は特異であり、会計基準の趣旨を否定するようなものである。このような状況を是正するために2007年3月において「リース取引に関する会計基準」（以下、「新リース会計基準」という。）が公表され、所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外的処理としての賃貸借処理を廃止することとした。

しかし、新リース会計基準ではその内容を詳細に吟味すると問題点が多く、さらに、数年後を目処にオペレーティング・リース取引の資産化・負債化についての公開草案が出されることになっている。

国外に目を向けるとリース取引に関する会計基準として、米国の財務会計基準審議会の基準書第13号、国際会計基準委員会の基準書第17号があるが、両者においてもまだオペレーティング・リース取引の資産化・負債化については規定されておらず、Nailor, H.& Lennard, A. によるG4+1は、「Leases: Implementation of a New Approach」という公開草案を2000年2月に提出し、その中でオペレーティング・リース取引の資産化・負債化について提案している¹⁾。

産業界において近時リース取引の規模はますます拡大し、その形態も極めて多様化しており、それに応じてリース取引の経済的実質が法形式から乖離したことにより、従来の測定方法に基礎をおいた会計情報が企業の経済実態を的確に表わさないという問題が生じてきた。そこでこの問題に対処するために、様々な会計基準が制定された。しかしながら、それらのリース会計基準は、相互に不整合な部分、または錯綜している部分を含み、会計理論上議論すべきいくつ

1) その後、2016年1月に国際会計基準審議会（以下、「IASB」という。）が、国際財務報告基準第16号（以下、「IFRS No.16」という。）を公表し、一方、米国財務会計基準審議会（以下、「FASB」という。）は、2016年2月に「Accounting Standards Update No.2016-02 Lease Topic842（以下、「Topic842」という。）を公表するに至ったが、両者において、オペレーティング・リース取引の資産化・負債化については規定されたが、それらの内容は一部異なったものとなっている。

かの問題点を内包している。

2. 研究の目的

本研究の中心となるのは、ファイナンス・リース取引のうち解約不能条件を満たすが、フルペイアウト条件を満たさない、いわゆる解約不能のオペレーティング・リース取引である。また、この解約不能のオペレーティング・リース取引の代表的なものが残価設定販売型リース取引である。

本研究は、演繹法による規範理論の研究とともに実証面からも明らかにし、リース取引そのものの実態を調べることにより、新たなファイナンス・リース取引の測定方法、および分類方法を提案すること、さらにわが国リース業界におけるファイナンス・リース取引の会計実務の特性を明らかにすることを目的としている。規範理論の研究としては、借手および貸手の観点から残価設定販売型リース取引についてリース会計基準による測定方法の比較検討を行い、その取引の経済的実質を明らかにし、会計理論上、その妥当な測定方法を提案することを目的としている。

3. 研究の方法

リース取引の貸手である全リース会社（257社）に対して、質問調査票を送付し、リース取引の実態、および新リース会計基準の運用状況、すなわちリース取引の測定方法に関してアンケート調査を行う。その結果からそれらを実証的に検証し、規範理論の研究も合わせて行い、ファイナンス・リース取引を研究対象として、その取引の経済的実質を決定づける諸属性について検討し、リース取引の分類や測定についての理論的フレームワークを構築し、さらにわが国リース業界におけるファイナンス・リース取引の会計実務の特性を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 貸手の観点から検討すべき項目

貸手の観点から、残価設定販売型リース取引の測定のために提示されている方法の検討を行う場合、つぎの2つの項目に関して考察する必要がある²⁾。

① ファイナンス・リース取引、および解約不能のオペレーティング・リース取引においては、リース料の性質を融資の元本と利息の受取りとみるのが妥当である。その点で、適用指針第51項で提示されている売上高と売上原価を計上する2つの方法では、金融機関であるリース会社が商品を販売したかのような会計処理をしている点で妥当であるとはいえない。

② 貸手は、リース物件の使用権のうち、残価を除いた部分を販売したにすぎないのに、適用

2) 詳しくは山田 [2009] を参照されたい。

指針第56項に示す方法では、リース物件全体を販売したとして販売益の金額を算定している点で妥当であるとはいえない。

(2) 借手の観点から検討すべき項目

借手の観点から、残価設定販売型リース取引の測定のために提示されている方法の検討を行う場合、つぎの2つの項目に関して考察する必要がある³⁾。

- ① リース取引の判定上、オペレーティング・リース取引に該当する場合においても、解約不能のリース期間がある場合については、リース取引は資金の融資という性格を持ち、その場合のリース料の性質は融資の元本と利息の返済であり、これを反映した会計処理をしなければならない。
- ② 各会計基準が提示している方法は、いわゆる解約不能のオペレーティング・リース取引の場合に、単なる賃貸借取引とみなし、リース料を全額費用として認識している点で妥当であるとはいえない。

(3) アンケート調査の結果について

リース会社に対するアンケート調査において、新リース会計基準の主な変更点について、問1、問5、問7、問9、問12、問15、問18の質問を行った。また問20において、新リース会計基準を支持するか否かの質問を行い、問21ではその理由について尋ねた。問22では、新リース会計基準採用によりリース利用率に与える影響についての質問を行い、問23ではその理由について尋ねた。最後に問24では、新リース会計基準採用により、借手の設備投資の方法への影響について尋ねた。

これらの質問の結果は以下の通りである。

「問1. 現行リース会計基準におけるファイナンス・リースおよびオペレーティング・リースという区分を廃止し、新しいリース会計基準では、使用権に焦点を当てて、借手は、解約不能のリース期間があるリース取引について、資産および負債に計上する。この新しい会計処理方法に賛成ですか。」と尋ねた所、「賛成する」11.8%、「どちらともいえない」17.6%、「反対する」70.6%という結果が得られている。

「問5. リース期間とリース資産の経済的耐用年数がほぼ同じである、いわゆる現行リース会計基準におけるファイナンス・リース取引は、新しいリース会計基準では、実質的には販売・購入取引と考えられるので売買として処理し、新しいリース会計基準の範囲外となる。この新しい会計処理方法に賛成ですか。」と尋ねた所、「賛成する」0%、「どちらともいえない」35.3%、「反対する」64.7%という結果が得られている。

3) 詳しくは山田 [2010] を参照されたい。

「問7. 新しいリース会計基準では、貸手の会計処理について、重要なリスクまたは便益が借り手に移転している場合には、認識の中止アプローチを適用し、移転していない場合には、履行義務アプローチを適用するという、条件によって2つの会計処理を認めるアプローチを採用している。この新しい会計処理方法に賛成ですか。」と尋ねた所、「賛成する」13.3%、「どちらともいえない」33.3%、「反対する」53.3%という結果が得られている。

「問9. 新しいリース会計基準では、リース期間に延長オプションがある場合には、行使される可能性が50%超であれば、行使されたと見て、更新される最長の期間をリース期間に含めて計算する（たとえば解約不能期間10年のリースで、その終了後に1回の行使で5年延長できる更新選択権が付されているとする。この場合、更新選択権の行使可能性を判断して、リース期間の発生確率を明らかにする。その結果、10年の発生確率が40%、15年の発生確率が30%、20年の発生確率が30%であったとする。この場合、15年以上の発生確率は60%となり、リース期間の定義に照らすと、リース期間は15年となる。）。その後、毎期末でオプション行使の可能性の見直しを行う。見直しの結果、行使される可能性が50%以下と判断された場合には、リース期間は、延長オプションを考慮しないリース期間に戻される。この新しい会計処理方法に賛成ですか。」と尋ねた所、「賛成する」0%、「どちらともいえない」18.8%、「反対する」81.3%という結果が得られている。

「問12. 新しいリース会計基準では、変動リース料は、契約当初に見積もりを行い、使用权およびリース料支払負債に含める。その後、毎期末での見積額の見直しを行う。なお、貸手の場合は、信頼をもって測定できる場合にのみ、変動リース料をリース債権に含めることができる。この新しい会計処理方法に賛成ですか。」と尋ねた所、「賛成する」6.7%、「どちらともいえない」40.0%、「反対する」53.3%という結果が得られている。

「問15. 新しいリース会計基準では、リースの定義を明確化するために、また、すべてのリース使用权モデルに基づき会計処理することから、リース契約と未履行契約であるサービス要素をどのように区分するのかを明確にすることが重要だと考えられています。そこで、メンテナンス付きの自動車のリース契約や、清掃サービスが含まれている不動産のリース契約などからサービス構成要素を分離することは可能だと考えますか。」と尋ねた所、「可能である」0%、「どちらともいえない」53.3%、「不可能である」46.7%という結果が得られている。

「問18. 新しいリース会計基準では、リース期間が12ヶ月以内である短期リースにおいても賃貸借処理ではなく、使用权資産およびリース料支払債務を認識する。この新しい会計処理方法に賛成ですか。」と尋ねた所、「賛成する」13.3%、「どちらともいえない」13.3%、「反対する」73.3%という結果が得られている。

「問20. 全体的に新しい会計基準に賛成ですか。」と尋ねた所、「賛成する」0%、「どちらともいえない」13.3%、「反対する」86.7%という結果が得られている。

「問21. 問20の回答を選んだ理由は何ですか。」と尋ねた所、まず反対する理由については

以下のような結果が得られた。

「見積や判断の要素が強く、その会計処理に重要な説明責任を伴う。」17%、「単一の会計基準で短期間のレンタルなども含むすべてのリースの経済的実態を適切に把握するのは不可能である。」13.2%、「リース料を全額費用計上するメリットが失われることから、リースの利用率が減る。」13.2%、「借手は減価償却費、支払利息計算等が必要となり、事務処理が煩雑になる。」11.3%、「『物件を貸す』、『物件を借りる』という取引当事者の意図を否定するので反対する。」9.4%、「リース離れが起きた場合、サプライヤーにおけるリース利用の利便性である資金負担の軽減、債権回収リスクの回避などが失われ、これらのリスクをサプライヤーが負担することになる。」9.4%、「欧米に見られない我が国特有の確定決算主義の存在を考慮していないので反対する。」7.5%、「借手にとって、リース料の資本化回避の道が閉ざされるので反対する。」5.7%、「提供される情報に硬度が低く、信頼性を確保できないので、新しい会計処理方法に反対する。」5.7%、「新リース会計基準は事務負担能力から上場会社に限定すべきである」1.9%、「短期間にリース会計基準の変更を繰り返すことで利用者が混乱する。」1.9%。

さらに、賛成する理由については以下のような結果が得られた。

「現行のリース会計基準より、比較可能性の向上など一定の財務報告の改善につながる。」1.9%、「現行リース会計基準では、オペレーティング・リースにもリース資産を使用する権利およびリース料を支払う義務という資産・負債が存在しているにもかかわらず、そのような経済実態が適切に財務諸表に反映されていないという問題があったので、新しい会計処理方法に賛成する。」1.9%。

「問 22. 新しい会計基準を採用すると借手のリース利用率は増えると思いますか。」と尋ねた所、「増える」0%、「どちらともいえない」13.3%、「減る」86.7%という結果が得られている。

「問 23. 問 22 の回答を選んだ理由は何ですか。」と尋ねた所、「減る」理由については以下のような結果が得られた。

「借手は減価償却費、支払利息計算等が必要となり、事務処理が煩雑になるのでリース利用率は減る。」68.8%、「費用化できる金額が小さくなることから、リース利用率は減る。」18.8%、「国際会計基準に準拠したリース会計基準が強制されれば利用率は減る。」6.3%。

さらに、「どちらともいえない」理由については、「リースを利用するユーザーは主として、中小企業であるので、新リース会計基準の適用外でありリース利用率は変わらない。」6.3%との結果が得られた。

「問 24. 新しい会計基準を採用すると、借手はどのような方法で設備投資を行うと考えられますか。」と尋ねた所、以下のような結果が得られた。

「費用化できる金額が小さくなることから、借手はリースを利用するのではなく、自分で資産を購入し、定率法で減価償却するようになる。」57.1%、「今までと変わらずリースを利用する。なぜならリースは一度に多額の資金を調達する必要がないからである。」21.4%、「現行の

リース会計基準と同様の会計処理であればリースの利用はある。」7.1%、「リース会社の主要取引先である親会社は設備投資産業であり、リース資産はわずかである。資金調達に困っているわけではないので確実にリース利用が減るものと思われる。」7.1%、「新リース会計基準の会計処理が複雑になるため、リース利用は減少し、資金不足の場合は、銀行融資を利用するようになる。」7.1%。

それぞれの質問に対する回答については以上のとおりであるが、問1、問5、問7、問9、問12、問15、問18の各質問と問20とのクロス集計を行った結果、各質問において反対と回答したもののうち、問20においても反対とした割合は、「問1」60%、「問5」60%、「問7」53.3%、「問9」66.7%、「問12」53.3%、「問15」40%、「問18」66.7%であり、問20の新リース会計基準に反対する理由として、問9の延長オプションと問18の短期リースの取扱いについて問題があると考えているリース会社が多いようである。

また、問20と問22のクロス集計の結果、問20で新リース会計基準に反対しているリース会社のうち、問22でリース利用率は減ると考えているリース会社は、73.3%である。

以上の結果より、貸手であるリース会社は今後のリース需要について次の仮説①のように考えており、借手である一般企業は仮説②のような行動をとると予想していることが判明した。

仮説①： 新リース会計基準を導入すると、リース取引の借手である一般企業は事務処理が煩雑になる、費用化できる金額が小さくなることなどを理由にリース需要が減少する。

仮説②： 新リース会計基準を導入すると、リース取引の借手である一般企業は費用化できる金額が小さくなることから、リースを利用するのではなく、資産を購入し、定率法で減価償却するようになる。

4. おわりに

以上、本研究では、リース取引そのものの実態を明らかにするためにアンケート調査を実施した。その結果、以下のようにファイナンス・リース取引の分類方法、および解約不能のオペレーティング・リース取引（残価設定販売型リース取引）の測定方法を提案する。

新しいリース会計基準における使用权モデルに基づく基本的な考え方を採用していくことは適当であると考えが、ファイナンス・リース取引は、新しいリース会計基準の範囲外となる点については問題がある。

リース取引には資金調達機能があり、それをファイナンス・リース取引として分類することには意義があると思われる。そのためには新たに準フルペイアウトという概念を導入することを提案する。「準フルペイアウトとは、貸手が負担するリース期間に対応する費用とリース利益の合計額から見積残存価値を控除した額がリース期間中に借手が支払うリース料総額により、おおむね回収されるようにリース契約締結の時点でリース契約の内容が構成されていることで

ある。」と定義する。

「実質的中途解約不能」かつ「準フルペイアウト」の条件を満たす場合、リース取引は、借手が貸手から資金を調達して、リース物件の所有権のうち使用権の一部を取得し、リース料という形で分割して返済する取引と同一である。

中途解約不能基準を満たしているので、リース期間の長短に関わらず、リース契約締結の時点において、リース料総額を現在価値に換算した金額で、リース物件の使用権を資産として、それに対するリース債務を負債として計上しなければならない。

また、準フルペイアウトであるので、リース期間に対応する使用権を確定的に取得し、その対価であるリース債務が確定している。この場合の会計処理方法について、借手は、使用権の一部に相当する財産使用権を資産化し、その対価である同額のリース債務を負債化する。「リース債務」は借入金のように資金の源泉を示しており、資金調達機能を有している。

さらに、わが国リース業界におけるファイナンス・リース取引の会計実務の特性については、アンケート調査の結果、仮説①及び仮説②を得ることができたが、今後、新リース会計基準を導入すると、リース取引の借手である一般企業は事務処理が煩雑になる、費用化できる金額が小さくなることなどを理由にリース需要が減少するし、リース取引の借手である一般企業はリースを利用するのではなく、資産を購入し、定率法で減価償却することが予想されることが明らかとなった。

〈謝辞〉

本研究は、科研費（20530418）の助成を受けたものである。ここに記して感謝申し上げます。

参考文献

- 天本勝也 [2003] 『新しいリース活用のすべて』 中経出版
- Barry J. Epstein and Abbas Ail Mirza. 1998. *IAS 98*. John Wiley & Sons.
- 株式会社ブレイン編著 [2008] 『「リース取引」の法律・会計・税務』 セルバ出版
- Carrie Bloomer. 1996. *The IASC-U.S. Comparison Project*. FASB.
- FASB [1976] 「*Statement of Financial Accounting Standards No.13: Accounting for Leases*」
- 服部勝 [2007] 『詳説 リース会計基準』 税務研究会出版局
- 新日本監査法人 [2001] 『リースの会計処理と税務』 中央経済社
- International Accounting Standards Committee [1997] 「*Leases, International Accounting Standard No.17*」
- 片岡洋一 [2008] 「リース取引の測定理論について」 『目白大学経営学研究』 Vol.6
- 加藤久明 [2007] 『現代リース会計論』 中央経済社
- 加藤久明 [2002] 「リース会計における最近の動向とその展開」 『會計』 第162巻8月号第2号

- 企業会計基準委員会 [2007] 「リース取引に関する会計基準」
- 嶺輝子 [1986] 『アメリカリース会計論』 多賀出版
- McGregor, W [1996] 「*Accounting for Leases: A New Approach, Recognition by the Lessees of Assets and Liabilities Arising under Lease Contracts*, FASB」
- 嶺輝子 [1989] 「米国におけるリース取引の生成とリース会計の論理」 企業会計 12月号：29-34.
- Nailor, H & Lennard, A. [2000] 「*G4+1 Position Paper: Leases: Implementation of a New Approach*」
- 日本公認会計士協会会計制度委員会 [2007] 「リース取引に関する会計基準の適用指針」
- 太田昭和監査法人編 [1998] 『リースの会計処理と税務〈第2版〉』 中央経済社
- 茅根聡 [1998] 『リース会計』 新世社
- 中央青山監査法人 税理士法人中央青山共著 [2004] 『リース取引の会計・税務』 税務研究会出版局
- 山田恵一 [2010] 「残価設定型リース取引の測定に関する研究～借手の観点を中心として～」『現代会計実務の諸相』 税務経理協会
- 山田恵一 [2009] 「自動車販売における残価設定販売型リース取引の測定に関する研究～貸手の観点を中心として～」『経営学』 研究目白大学第7号
- 吉田勝弘 [2003] 『リース会計の理論と制度』 同文館出版

付録 アンケート調査票の一部について

〈A. リース会計基準改定に関する質問〉

2010年8月に国際会計基準審議会（IASB）がリース会計に関する公開草案を発表しました。それを受けて日本でも2010年12月に「リース会計に関する論点の整理」が公表されました。以下の質問は、これらに関する内容です。

問1. 現行リース会計基準におけるファイナンス・リースおよびオペレーティング・リースという区分を廃止し、新しいリース会計基準では、使用权に焦点を当てて、借手は、解約不能のリース期間があるリース取引について、資産および負債に計上する。この新しい会計処理方法に賛成ですか（今まではオペレーティング・リースと判定され、借手はリース料を全額費用として計上していたが、それが出来なくなる）。（該当する選択肢の番号に○をつけてください）

①賛成する ②どちらともいえない ③反対する

問5. リース期間とリース資産の経済的耐用年数がほぼ同じである、いわゆる現行リース会計基準におけるファイナンス・リース取引は、新しいリース会計基準では、実質的には販売・購入取引と考えられるので売買として処理し、新しいリース会計基準の範囲外となる。この新しい会計処理方法に賛成ですか。（該当する選択肢の番号に○をつけてください）

①賛成する ②どちらともいえない ③反対する

問7. 新しいリース会計基準では、貸手の会計処理について、重要なリスクまたは便益が借り手に移転している場合には、認識の中止アプローチを適用し、移転していない場合には、履行義務アプローチを適用するという、条件によって2つの会計処理を認めるアプローチを採用している。この新しい会計処理方法に賛成ですか。（該当する選択肢の番号に○をつけてください）なお、それらの方法の定義などは以下のとおりである。

1. 認識の中止アプローチとは、原資産のうち、リース取引の対象となった部分の認識の中止を行って、財政状態計算書上から、該当部分を除く方法である。そして原資産に代えてリース債権が認識されることとなる。

このアプローチでは、使用权資産を借手に引渡す義務を貸手の履行義務と捉えることから、当該履行義務が充足されるリース取引開始日に収益を認識することになる。

2. 履行義務アプローチとは、財政状態計算書上、原資産とは別に、リース債権と履行義務を両建てする方法である。ただし、財政状態計算書上では、原資産とリース債権が二重計上されるのを避けるため、純額での表示を行う結合表示が新しい表示方法として提案されている。

このアプローチでは、リース期間にわたり借手に対して原資産の使用を認め続ける義務を貸手の履行義務と捉えることから、リース取引開始日では収益を認識せず、リース期間にわたって貸手の履行義務が充足されるにつれて収益を認識することとなる。

- ①賛成する ②どちらともいえない ③反対する

問 9. 新しいリース会計基準では、リース期間に延長オプションがある場合には、行使される可能性が50%超であれば、行使されたと見て、更新される最長の期間をリース期間に含めて計算する（たとえば解約不能期間10年のリースで、その終了後に1回の行使で5年延長できる更新選択権が付されているとする。この場合、更新選択権の行使可能性を判断して、リース期間の発生確率を明らかにする。その結果、10年の発生確率が40%、15年の発生確率が30%、20年の発生確率が30%であったとする。この場合、15年以上の発生確率は60%となり、リース期間の定義に照らすと、リース期間は15年となる。）。その後、毎期末でオプション行使の可能性の見直しを行う。見直しの結果、行使される可能性が50%以下と判断された場合には、リース期間は、延長オプションを考慮しないリース期間に戻される。この新しい会計処理方法に賛成ですか。（該当する選択肢の番号に○をつけてください）

- ①賛成する ②どちらともいえない ③反対する

問 12. 新しいリース会計基準では、変動リース料は、契約当初に見積もりを行い、使用权およびリース料支払負債に含める。その後、毎期末での見積額の見直しを行う。なお、貸手の場合は、信頼をもって測定できる場合にのみ、変動リース料をリース債権に含めることができる。この新しい会計処理方法に賛成ですか。（該当する選択肢の番号に○をつけてください）

- ①賛成する ②どちらともいえない ③反対する

問 15. 新しいリース会計基準では、リースの定義を明確化するために、また、すべてのリース使用权モデルに基づき会計処理することから、リース契約と未履行契約であるサービス要素をどのように区分するのかを明確にすることが重要だと考えられています。

そこで、メンテナンス付きの自動車のリース契約や、清掃サービスが含まれている不動産のリース契約などからサービス構成要素を分離することは可能だと考えますか。（該当する選択肢の番号に○をつけてください）

- ①可能である ②どちらともいえない ③不可能である

問 18. 新しいリース会計基準では、リース期間が12ヶ月以内である短期リースにおいても賃貸借処理ではなく、使用权資産およびリース料支払債務を認識する。この新しい会計処理方法に賛成ですか。（該当する選択肢の番号に○をつけてください）

- ①賛成する ②どちらともいえない ③反対する

問 20. 全体的に新しい会計基準に賛成ですか。(該当する選択肢の番号に○をつけてください)

- ①賛成する ②どちらともいえない ③反対する

問 21. 問20の回答を選んだ理由は何ですか。該当する項目の番号すべてに○をつけてください。該当する項目がない場合には、その他に記入してください。

- ① 現行のリース会計基準より、比較可能性の向上など一定の財務報告の改善につながるので賛成する。
- ② リース使用権資産をオンバランスすることで、資産管理が厳格となり、使用権資産の減損認識が早まるので賛成する。現行基準では、オフバランスだったために減損認識が遅れたと考えられる事例が過去にたくさんあった。
- ③ 財務分析の利便性が増すので賛成する。財務諸表のユーザーは、負債比率などの財務比率を計算し財務分析に活用している。債務が簿外に注記してある場合、これを含めてバランスシートを作り直し、分析するのに手間がかかっていた。
- ④ 現行リース会計基準では、オペレーティング・リースにもリース資産を使用する権利およびリース料を支払う義務という資産・負債が存在しているにもかかわらず、そのような経済実態が適切に財務諸表に反映されていないという問題があったので、新しい会計処理方法に賛成する。
- ⑤ 借手にとって、リース料の資本化回避の道が閉ざされるので反対する。
- ⑥ 単一の会計基準で短期間のレンタルなども含むすべてのリースの経済的実態を適切に把握するのは不可能であるので反対する。
- ⑦ リース料を全額費用計上するメリットが失われることから、リースの利用率が減るので反対する。
- ⑧ 欧米に見られない我が国特有の確定決算主義の存在を考慮していないので反対する。
- ⑨ 「物件を貸す」、「物件を借りる」という取引当事者の意図を否定するので反対する。
- ⑩ 借手は減価償却費、支払利息計算等が必要となり、事務処理が煩雑になるので反対する。
- ⑪ 提供される情報に硬度が低く、信頼性を確保できないので、新しい会計処理方法に反対する。
- ⑫ 見積や判断の要素が強く、その会計処理に重要な説明責任を伴うので、新しい会計処理方法に反対する。
- ⑬ リース離れが起きた場合、サプライヤーにおけるリース利用の利便性である資金負担の軽減、債権回収リスクの回避などが失われ、これらのリスクをサプライヤーが負担することになるので反対する。
- ⑭ その他

